

行動規範

平成 28 年 5 月 12 日制定

[学会の社会的責任]

(学術の発展と社会への貢献)

1. 学会は、リモートセンシングに関する研究の進展と知識の普及に関する事業を行い、学術の発展と公益に寄与することを目的とする。
2. 学会は、リモートセンシングの活用により、その成果を通じて人類の生存、社会の持続的な発展、地球環境の保全に貢献することを目指す。
3. 学会は、社会課題の解決を目的として、学術的かつ中立的な立場から一定の見解を提言・提案等により外部に発信するとともに、リモートセンシングの社会実装に貢献する。

(学術交流)

4. 学会は、環境、気象、海洋、生態、地理、測量、地質、防災、資源探査、農林業、水産、土木、建築、情報、計測、機械、宇宙開発などの幅広い分野における取組を推進することにより、既存の学問領域を越えた研究活動の発展に寄与する。
5. 学会は、国内および国外の関係学協会等との協力・連携を深め、学際的かつ国際的な研究の創出と発展に貢献する。

(教育と啓発)

6. 学会は、リモートセンシングの推進のため、関連する教育の推進、専門家となる人材の育成および継続的な能力開発のための活動を行う。
7. 学会は、会員(個人・法人)間で協力し、研究成果を広く社会に還元するための普及・啓発活動を継続的に推進する。

[会員の社会的責任]

(研究を通じた社会への貢献)

8. 会員は、リモートセンシングの発展のため、自らの専門知識・能力等の向上に努めるとともに、学会活動を通じた他の研究者との切磋琢磨により学術の発展に寄与する。
9. 会員は、所属組織を通じた活動等により、国際社会、地域社会に対してリモートセンシングの活用による貢献に努める。

(科学的事実の尊重)

10. 会員は、研究等の活動において自らを厳しく律し、得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用、二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の不正行為を決して行わず、すべての関連する行動において、社会からの信頼が確保できるように努める。

(他者の権利の尊重・保護)

11. 会員は、人権を尊重し、個人情報の保全に留意するとともに、国籍、性別等による差別をせず、多様な価値観を尊重する。

(法令等の遵守)

12. 会員は、活動等にあたって法令や関係規則および所属機関の倫理規定等を守るとともに、本行動規範に基づいて行動する。

以上